

国際教養大学研究運営委員会規程

平成 25 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 7 0 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人国際教養大学（以下、「本学」という。）の研究の推進に関する事項を審議し、もって研究の質の向上及び研究費の円滑な運用に資するため、国際教養大学学則第 21 条に基づき、研究運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、研究及び出版に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学内研究費及び学長プロジェクト研究費の運用指針に関すること
- (2) 学内研究費及び学長プロジェクト研究費の配分審査に関すること
- (3) 教員の研究活動の評価方法に関すること
- (4) 教員の研究活動に関する改善への取組に関すること
- (5) 公立大学法人国際教養大学出版会の管理運営に関すること
- (6) 外部研究費の獲得に関すること
- (7) 研究倫理に関すること
- (8) その他研究に関して委員長が必要と認めたこと

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長又はその代理として学長が指名する者
- (2) 副学長（学務担当）又はその代理として副学長が指名する者
- (3) 学部長又はその代理として学部長が指名する者
- (4) グローバル・ビジネス領域長又はその代理として領域長が指名する者
- (5) グローバル・スタディズ領域長又はその代理として領域長が指名する者
- (6) グローバル・コネクティビティ領域長又はその代理として領域長が指名する者
- (7) 英語集中プログラム代表又はその代理として代表が指名する者
- (8) 日本語プログラム代表又はその代理として代表が指名する者
- (9) 教職課程代表又はその代理として代表が指名する者
- (10) アジア地域研究連携機構長又はその代理として機構長が指名する者
- (11) 専門職大学院研究科長又はその代理として研究科長が指名する者
- (12) 本学紀要の編集長又はその代理として編集長が指名する者
- (13) その他学長が指名する者 2 名以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副学長（学務担当）がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(会議)

第7条 会議は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に対し、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会は、第2条に定める審議事項に関し、研究及び研究成果公開の促進を円滑に行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、国際教養大学事務局研究・地域連携支援課において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。